

サービス内容説明書

当事業所が、あなたに提供するサービスは以下のとおりです。

1 提供するサービス

訪問入浴介護

ご利用日・・・毎週 [曜日] ・ [曜日]

※ご利用日や回数は、契約の途中で変更をお願いすることもあります。

サービスの提供手順

①健康チェック ②準備 ③脱衣 ④入浴 ⑤上がり湯 ⑥着衣
⑦健康チェック ⑧片付け

当事業所は、居宅において、身体を清潔に保ち、衛生的健康的な生活を営むことができるようサービスを提供します。

- ① サービスの提供は、できる限り分かりやすく説明し、懇切丁寧に行います。分からない点がありましたら、いつでも担当職員に遠慮なくご質問ください。
- ② 常にあなたの病状、心身の状況及びおかれている環境を把握し、適切なサービスを提供するようにいたします。

2 訪問入浴介護計画

- ① 当事業所では、看護師や介護職員が、あなたの心身の状況等を把握し、おかれている環境に合わせて、目標及び目標を達成するための具体的な内容を記載した「訪問入浴介護計画」を作成します。
- ② 「訪問入浴介護計画」は、居宅サービス計画に沿って作成します。

3 担当の職員

訪問入浴介護事業所では、主に老人保健施設すこやか職員の職員が兼任してサービスを提供します。

4 利用料

(1) 訪問入浴介護給付費

●基本料金(1回につき) 12,660円

自己負担額は、1割の方は1,266円、2割の方は2,532円、3割の方は3,798円になります。

◆介護職員3人で実施した場合 基本料金 × 95/100

◆全身入浴が困難で、清拭または部分浴を実施した場合 基本料金 × 90/100

◆特別地域加算 基本料金 + 15/100 (支給限度額の算定対象外)

○初回加算

新規利用者の居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して初回のサービス提供を行った場合（初回利用月のみ）

	利用料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
1月につき	2,000円	200円	400円	600円

○サービス提供体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、北海道知事に対し届出を行った訪問入浴介護事業所がサービスを提供した場合に算定

		利用料金	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
1回につき	(Ⅰ)	440円	44円	88円	132円
	(Ⅱ)	360円	36円	72円	108円
	(Ⅲ)	120円	12円	24円	36円

※当事業所は（Ⅰ）が該当になります

(2) 別海町障害者地域生活支援事業に係る訪問入浴サービス事業利用者負担金

1回につき	1,200円
-------	--------

(3) 利用料金のお支払方法

(1)、(2)の利用料金は、1か月ごとに計算し、翌月の10日頃に請求書を発行しますので、末日まで以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ア 現金支払い
- イ 銀行、郵便局、農漁協への振込
- ウ 口座振替

5 利用の休止等

訪問入浴介護サービスを都合により利用しない場合は、前日の午後5時までに事務所窓口（電話0153-75-3226）にご連絡ください。

なお、悪天候などで、事業所から前日又は当日に休止の連絡をさせていただく場合もございます。

6 苦情相談窓口について

サービスに関する苦情につきましては、事務所窓口申し出ください。内容に応じて関係機関などへの連絡調整もさせていただきます。

また、次の機関でも苦情やご相談を受け付けています。

別海町役場 福祉部介護支援課 介護保険担当	所在地 別海町別海常盤町280番地 電話番号 (0153) 74-9643 受付時間 午前8時45分～午後5時30分（平日）
北海道国民健康保険 団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 (011) 231-5175 受付時間 午前9時～午後5時（平日）

7 ご家庭で準備していただくもの

大判サイズのバスタオル（幅1m、長さ1m60cm程度）	3枚	タオル	7枚
-----------------------------	----	-----	----

通常サイズのバスタオル	1枚	大きなたらい（衣類、濡れたタオル入れ）	1個
-------------	----	---------------------	----

身体洗い用手袋	1組	シャンプー・リンス	1個	ボディソープ	1個
---------	----	-----------	----	--------	----

重 要 事 項 説 明 書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1 事業者概要

事業所名	別海町訪問入浴介護事業所
主たる事業所の所在地	別海町別海西本町 1 0 3 番地 3
法人等種別	地方公共団体
代表者名	別海町長 曾 根 興 三
電話番号	0 1 5 3 - 7 5 - 3 2 2 6
開設年月日	令和 7 年 4 月 1 日

介護保険法令に基づき北海道から指定を受けている事業所の名称 (事業所番号)	別海町訪問入浴介護事業所 (0 1 5 4 2 8 0 0 1 0)
介護保険法令に基づき北海道知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	訪問入浴介護

2 事業の目的と運営方針

【事業の目的】

看護職員及び介護職員が要介護状態又は身体機能の一部に障がいが生じている状態にある者に対し、適切な指定訪問入浴介護又は訪問入浴サービスを提供します。

【運営の方針】

要介護状態になった利用者がその居宅において、身体を清潔に保ち、衛生的健康的な生活を営むことができるよう、入浴車による入浴援助を行います。

また、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、利用者の立場に立った総合的なサービスの提供に努めます。

3 職員体制

管理者 1 名、看護職員 1 名以上、介護職員 2 名以上、事務員 1 名以上

4 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日及び金曜日 ただし、1 2 月 3 1 日から 1 月 5 日までを除く。
営業時間	午前 9 時から午後 5 時まで

5 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに利用者のご家族及び主治医等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

6 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合、利用者の家族、介護支援専門員及び指定権者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

7 その他

利用希望者が増えた場合、公平性に鑑み提供回数の調整を依頼することがあります。また、天候不良時などは、サービスを休止することについて、ご理解ください。